

## 東京大学検見川セミナーハウスの利用に関する内規

令和2年10月15日

総 長 裁 定

### (目的)

第1条 この規則は、東京大学検見川セミナーハウス規則第4条の規定に基づき、東京大学検見川セミナーハウス（以下「セミナーハウス」という。）の利用について必要な事項を定めることを目的とする。

### (利用者の範囲)

第2条 セミナーハウスを利用できる者は、次に掲げる者とする。

(1) 本学の学生、研究生、聴講生、特別聴講学生、科目等履修生及び特別研究学生（以下「学生等」という。）、東京大学教育学部附属中等教育学校生徒並びに役員及び教職員その他本学に在籍する者（以下「教職員等」という。）

(2) 他大学の学生等及び教職員

(3) 本学の卒業生

(4) 前各号に掲げる者のほか、教育・学生支援部長が適当と認めた者

2 前項の規定にかかわらず、前項第1号に掲げる者（以下「学内関係者」という。）以外の者（以下「学外者」という。）は、宿泊施設を利用することができない。

### (利用の手続)

第3条 セミナーハウスを利用しようとする者は、利用申込書を教育・学生支援部長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前条第2号から第4号までに掲げる者が前項の申込みをする場合には、本学教職員の紹介を必要とする。

### (料金)

第4条 セミナーハウスの利用者は、学内関係者及び学外者の区分に応じ、別表に定める料金を指定する日までに納付しなければならない。

2 前項により納めた料金は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを返還しない。

(1) 荒天等により施設を使用できなくなったとき。

(2) 本学の管理上の事由により施設を使用できなくなったとき。

(3) その他教育・学生支援部長が特に必要と認めるとき。

3 使用の許可を受けた者が、その者の都合により、施設の使用日前14日以内に使用を取り消す場合には、料金の全部に相当する額の取消料を納付しなければならない。

### (利用者の施設保全の義務)

第5条 利用者が施設及び備品を破損もしくは紛失した場合には、利用者の負担により、これを弁償しなければならない。

(利用許可の取消)

第6条 次の各号に掲げる場合は、教育・学生支援部長は、利用許可を取消することができる。

- (1) 利用申込みに記載された事項が事実と反するとき
- (2) 喧騒その他著しく他の使用者の迷惑となる行為をしたとき
- (3) その他、セミナーハウス設置目的に反する行為をしたとき

(補則)

第7条 この内規に定めるもののほか、セミナーハウスの利用に関し必要な事項は、本部共通施設運営委員会が別に定める。

#### 附 則

- 1 この裁定は、令和2年11月1日から実施する。
- 2 東京大学検見川セミナーハウスの利用に関する内規（平成7年7月20日制定）は、廃止する。

#### 別表（第4条関係）

##### 1 基本使用料（1人につき）

区分		日帰り利用/1日	宿泊利用/1泊
学内関係者	東京大学教育学部附属中等教育学校生徒	300円	1,400円
	学生等	400円	1,400円
	教職員等	500円	1,800円
学外者		600円	宿泊不可

備考 1人室、2人室に宿泊を希望する場合は、1人につき1,100円を加算する。

##### 2 セミナー室等使用料

区分	室名	1日	半日	2時間以内
学内関係者	セミナー室A	12,430円	6,220円	3,110円
	セミナー室B	5,810円	2,910円	1,460円
	セミナー室C	2,950円	1,480円	740円
	セミナー室D	2,950円	1,480円	740円
	和室1	3,990円	2,000円	1,000円
学外者	セミナー室A	23,130円	11,620円	5,810円

	セミナー室B	12,310 円	6,210 円	3,160 円
	セミナー室C	5,750 円	2,880 円	1,440 円
	セミナー室D	5,750 円	2,880 円	1,440 円
	和室1	7,290 円	3,700 円	1,900 円

### 3 食事費（1人1食あたり）

区分		朝食	昼食	夕食	特別料理
学内関係者		740 円	740 円	1,200 円	1,640 円
学外者	3歳～小学生	650 円	650 円	860 円	1,100 円
	中～大学生	740 円	740 円	1,200 円	1,640 円
	大人	840 円	840 円	1,400 円	1,940 円

### 4 駐車料金（1台あたり）

区分	
学内関係者	無料
学外者	500 円